

くらしの
相談など、
いつでも
お気軽に

日本共産党 武蔵野市議団ニュース

2007年12月16日

No.94

《連絡先》

梶 雅子 47-9391
橋本 しげき 36-3110

発行 日本共産党武蔵野市議団 Tel 60-1888 fax 51-9485

12月議会

日本共産党市議団の一般質問に対する答弁

【 梶 雅子議員 】

今回は、「妊産婦健康診査の無料化について」「少人数学級の実現について」「住宅リフォーム助成制度の創設について」の3点の質問をしました。

妊産婦健診については①健診の公費負担の回数を増やし無料化すること。②里帰り出産する人も、助成の対象とすること。③経済的支援のため、市独自の妊娠時タクシー券の制度や、出産祝い金制度の創設、を求めました。市長は、①現在2回を来年度から5回にする。②課題として研究したい。③今後の研究課題にしたいと前向きなものでした。

少人数学級については、都の同意がなくてはできないが、いろいろな形で考えていく。住宅リフォーム助成制度については、個人財産の支援はできないという答弁でした。

【 橋本 しげき議員 】

私は、(1)「後期高齢者医療制度」について、(2)国保税の負担軽減策について、の2点を質問しました。市長の回答は(1)この制度は財政面が優先し保険料も上がり高齢者のことを後回しにした制度である。国・都に求めている財政支援が実現しない場合、市として保険料の減免の対応をする。保険料が払えない方の保険証とりあげは機械的にはせず慎重に対応する。健診は無料とし、内容も今までとほぼ同様とする。医療内容の改悪がないよう国に求めていく。市民への説明会は随時おこなう。75歳以上の方には2月に郵送で通知する。(2)負担増は認識している。低所得者層への負担軽減策は現在の対策を続けながら来年度検討する、との答弁でした。

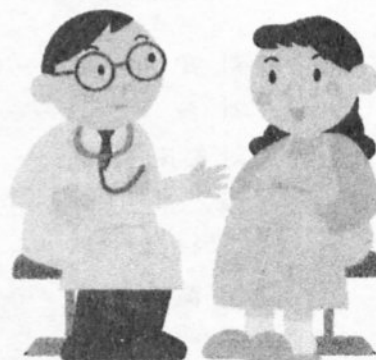
御礼 多くの方に傍聴いただきありがとうございました

1月の無料法律相談

1月8日(火) 午後1時30分より

- *日本共産党市議会議員控室
- *各議員まで予約を
- *武蔵野法律事務所の弁護士が相談にのります

【毎月第2火曜日が法律相談日です】



新築、建て替え(非住宅家屋)に減税

固定資産税を一定期間、半減する助成制度を導入

1 軽減策の検討に至った背景

(1)議会への陳情の採択

建て替えによる返済可能な税条例の創設を目的に陳情を提出し議会で採択

(2)施政方針等

市長の選挙公約、施政方針の中で固定資産税の軽減について明言

2 軽減策の基本理念

(1)商店街の活性化や中小商店者の支援など商業の発展につながるもの

(2)防災安全対策推進の観点から建物密集地区の解消、新耐震基準に合致しない家屋の建て替え促進につながるもの

(3)今後多額な社会資本再投資が見込まれる中、軽減実施期間の明確化

3 課題

(1)住宅用地や新築住宅には、法による軽減措置が講じられているが、商業地や店舗・事務所などの非住宅の土地及び家屋に対しては、何ら税の緩和措置がない。

(2)陳情者(借地人)は、老朽化した建物の建て替えを希望しているが、その際発生する「更新料等」の問題が最大のネックとなっており改築に踏み切れない。また、一般的な借地料が固定資産税額の2～3倍といわれており、減免を実施した場合、土地所有者側の収入を圧迫することにつながりかねないため、減免申請が出されない可能性がある。

4 軽減案の内容

「新築住宅に講じられている軽減措置を、新築の非住宅家屋(店舗・事務所等)に適用する。」

軽減策の内容は、商業地等の非住宅用地には、住宅用地に用いられているような軽減に関する特例措置がないため、非住宅用地にかかる固定資産税の軽減を検討したものである。しかし、非住宅用地の軽減は借地にはなじまないため、土地に対してではなく「家屋」の固定資産税について、所有者の申請に基づき「減免」扱いで軽減策を講じる。

①対象地域 …… 市内全域

②対象家屋 …… 非住宅家屋(店舗、事務所等)

③対象床面積 …… 上限 3,000㎡、下限 50㎡

④軽減率 …… 固定資産税額の1/2

⑤適用期間 …… 5年間(平成20年1月2日～平成25年1月1日完成の新築家屋)

⑥軽減期間 …… ア 一般の住宅(イ以外の住宅) 新築後3年間

イ 3階建て以上の中高層耐火住宅等 新築後5年間

⑦適用日 …… 平成20年1月2日以降完成の新築非住宅家屋(平成21年度課税)より適用する。